

宿泊所利用基準

[平成9年2月24日全面改正]

[平成13年4月9日一部改正]

[平成16年4月1日一部改正]

[平成23年7月1日一部改正]

1. 宿泊定員及び基礎物理学研究所（以下「基研」という。）・数理解析研究所（以下「数研」という。）の使用定員

宿泊定員、バス・トイレ付の部屋（以下「バス付部屋」という。） 12人

バス・トイレ無の部屋（以下「バス無部屋」という。） 2人

各研究所の持ち分は次のとおりとして、以下の項目により各々の研究所が運用する。

基研 バス付部屋7人、バス無部屋1人、計8人分

数研 バス付部屋5人、バス無部屋1人、計6人分

2. 宿泊の予約受付

長期滞在者とは、15泊以上3カ月以内の利用者とする。但し、3カ月を超える滞在は認めない。

短期滞在者とは、14泊以内の利用者をいう。

宿泊予約は、各々の研究所の持ち分の範囲内で、随時受け付けるものとする。

部屋等に余裕がある場合は、一般利用者（京都大学に用務を有する者に限る）の宿泊を許可することがある。但し、この場合の利用期間は6泊7日以内とし、予約は宿泊開始日の3週間前から受付を開始するものとする。

3. 受付窓口等

予約の受付、申込み及び宿泊料の受理等は、基研共同利用担当と数研共同利用掛で行う。

4. 利用希望者が予約人数を越える場合の人選

研究会等開催のため、研究会の世話人又は担当者が前もって一括予約（部屋の仮抑え）をした場合、利用者の「宿泊開始日の、前の週の水曜日」までに、利用者を人選のうえ、各々の研究所の担当掛へ届けること。

5. 宿泊定員の相互使用

一方の研究所が宿泊定員を越えて利用希望があり、一方の研究所が定員に満たない場合は、互いに相手方の承諾を得て利用することができる。